

新宿区

事例 6 「新宿区多文化共生連絡会」開催事業

事例6 「新宿区多文化共生連絡会」開催事業（新宿区）

本事業は、地域住民やNPO、外国人コミュニティ、日本語ボランティア、外国人相談員、新宿区などが参加し、多文化共生に関する地域課題の解決を図ることを目的とした「新宿区多文化共生連絡会」を開催するものである。

1. 外国人住民の現状

新宿区内の外国人登録者数は約3万5千人（2011年1月1日現在）である。区人口に占める外国人登録者の割合は約11%で、東京23区では最高となっている。

区内の外国人登録者数を国籍（出身地）別にみると、韓国・朝鮮籍及び中国籍が多数を占めるが、登録されている国籍は多岐にわたっており、最も多い月で119か国の登録があった。区内の居住状況をみると、大久保地域など外国人住民が集住している地区がある。

2. 背景・事業の目的

新宿区では多くの外国人が住み暮らすことを新宿の特徴と捉え、こうしたことを区内外にプラスメッセージとして積極的に発信する「多文化共生のまちづくり」を進めている。その取組みの一環として、2005年に「しんじゅく多文化共生プラザ」⁴を開設し、その事業の一つとして、地域住民や各種活動団体など多様な主体が、多文化共生に関連する取組みを行う際の横のつながり・連携を作ることを目的とし、2006年度から同プラザの利用者を中心とした「ネットワーク連絡会」を開催してきた。

「ネットワーク連絡会」では、多様な主体による話し合いを行い、これまで「新宿生活スタートブック」の制作や多文化防災訓練の実施に協力するなど一定の成果を挙げてきた。一方、最近では開催回数が年1～2回であったり、会の内容が行政からの情報提供や参加者からの意見聴取の場となっているなどの課題もあった。

そこで2010年度においては、この「ネットワーク連絡会」を議論を通じて個別の課題を解決する場と位置づけた。会則の制定、会長・副会長の選定、ファシリテーターの設置等を行い、行政からの一方通行ではなく連絡会参加者が主体的に活動できる枠組みとし、分科会を立ち上げるなどより活性化を図り、「新宿区多文化共生連絡会」と改称して現在に至っている。

⁴「しんじゅく多文化共生プラザ」（2005年9月開設）は、外国人と日本人の交流の拠点として、外国人の行政、生活相談、日本語学習支援、各種交流イベントや講座等さまざまな事業を行っている。

3. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

連絡会は、新宿区が事務局として会議を運営している。

連絡会の参加者は、日本語ボランティア、NPO、外国人支援団体、外国人コミュニティ、外国人相談員、町会、商店会、新宿未来創造財団、新宿区などである。

2010年度の参加者の国籍は、中国、韓国、タイ、ミャンマー、フランス及び日本である。

(2) 事業の内容

連絡会では全体会と分科会を設け、3つの分科会にて個別テーマを決めて議論している。分科会の内容は次のとおりである。

① 「しんじゅく多文化共生プラザのあり方検討」分科会

しんじゅく多文化共生プラザ設置条例の内容、新宿区外部評価委員会の評価及び区議会での議論等を踏まえ、「プラザを利用しやすくするために」「プラザのPR」「ネットワークづくりの推進」の3つの観点から、プラザのあり方について議論している（資料7）。

② 「外国にルーツを持つ子どもの学習支援」分科会

「新宿区の日本語学習支援制度のPR」「新宿区の各日本語学習支援プログラムの連携」「外国人の子どもの居場所の確保」「中学校を卒業した外国人の子どもの支援」の4つの観点で、子どもの学習支援について議論している（資料8）。

③ 「災害時の外国人支援」分科会

災害時の外国人支援の観点から、「災害時の外国人支援体制」のモデル案を作成することを視野に入れて議論している（資料9）。

4. 事業実施年度・予算額

2010年度予算額は3,604千円である。

5. 事業の実績・成果等

連絡会では、2010年6月の第1回全体会において会則を定め、会長・副会長・ファシリテーターを選出した。続く7月の第2回全体会において3つの分科会を設置した後、それぞれの分科会で検討が行われている。

連絡会は、参加のための条件を厳格に定めておらず、多文化共生のまちづ

くりに関心がある個人や団体であれば誰でも参加できる。例えば、大久保地域⁵のように区内でも外国人が集住し日本人とのトラブルが多い地域は、多文化共生への意識が高く、町会の代表者の参加が得られている。しかしながら、こうした一部の地域を除いて、必ずしも広い地域からの参加者は得られていない。新宿区では、区内全域で多文化共生の機運を高め、もっと多くの参加を促すため、外国人だけではなく区民に広く「多文化共生連絡会」の活動を始めた多文化共生のまちづくりについて知ってもらう工夫として、区の広報紙（資料11）や区HPなども活用してPRに努めている。

2010年10月の全体会では、各分科会における「中間のまとめ」を報告している。例えば①「しんじゅく多文化共生プラザのあり方検討」分科会では、同プラザを利用しやすくするために、アンケート調査や利用者懇談会の実施などにより、利用者のニーズを掘り起こすべきだという提言がなされている。

また、③「災害時の外国人支援について」分科会では、災害時外国人支援センターの設置、行政手続き支援、語学ボランティア（通訳者・翻訳者）の確保等8つの項目にわたる支援策の提言がなされている。中でも特に優先順位が高いものとして、「外国人支援センター」を区の公共施設の中に設置し、災害発生時に外国人支援についての司令塔としての機能を果たすこと等が提案されている。ただし、区の防災対策全体における整理や具体的な実現方法などは今後の引き続きの検討課題とされている。

分科会での議論は、取組の方向性に係るものから具体的な政策提言まで多岐にわたっており、新宿区ではこうした提言を外国人施策にどう反映させていくか、行政の関係部署を含めた議論が必要と認識している。連絡会は、2011年3月に中山弘子区長も出席して今年度最後の全体会を開催するほか、2011年度も引き続き様々なテーマで検討を重ねていく予定である。

⁵ 外国人住民が人口の6割程度を占め、特に外国人が集住している地域である。

新宿区は、2011年度に外国人が区政に参画する仕組みづくりのため「(仮称)新宿多文化共生推進会議」の制度設計を行う。また、外国にルーツを持つ子どもの学習支援・生活支援に取り組むための基礎資料を得ることを目的として実態調査を実施する。これらの施策は、区長のマニフェスト(2010年11月～2014年11月)にも掲げられている⁶。



多文化共生連絡会の様子

(出所) 新宿区ウェブサイト

http://www.city.shinjuku.lg.jp/tabunka/file03_00003.html

⁶ 基本政策9：外国人が多く住み暮らすことを新宿の特性として積極的に捉え、互いに理解しあい、ともに生きる多文化共生のまちづくりを進めます

施策51：「多文化共生プラザ」のネットワーク機能を強化して、地元町会・商店会と連携し、地域における地道な多文化共生を進めるとともに、外国人と日本人の相互理解を促進し、区政参加を進めるため「(仮称)新宿多文化共生推進会議」を設置します

施策52：外国にルーツを持つ子どもに日本語等学習支援とあわせて、子どもの成長を地域で育む生活支援に取り組めます

平成23年2月24日
新宿区地域文化部文化観光国際課

平成22年度新宿区多文化共生連絡会の活動について

1 会の設置の目的・経緯

平成17年9月に開設したしんじゅく多文化共生プラザの事業のひとつとして「多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会の形成に資する活動を行う団体及び個人のネットワークづくりの推進に関すること」と、条例で規定している。この事業を推進するため、平成18年に多文化共生プラザの利用者・利用団体を中心としたネットワーク連絡会を立ち上げた。この連絡会では、会員間の情報共有やイベントの実施、行政とタイアップした情報提供冊子の制作、外国人が気軽に参加できる多文化防災訓練などの活動を行ってきた。

平成22年度は、この会をより活性化し、地域の課題解決に資するため、会則を定め名称を「新宿区多文化共生連絡会」とした。さらに、課題ごとに分科会を設置し、多様な主体が参加する場として、課題を共有し話し合いを行っている。

2 22年度の活動

日程	会議の種類・参加人数	討議内容
6月17日	第1回全体会 30名	会則の決定 会長・副会長・ファシリテーターの決定
7月16日	第2回全体会 27名	3分科会を立ち上げ
7月27日	分科会「多文化共生プラザのあり方検討」 9名	プラザの現状認識と課題の抽出
8月4日	分科会「多文化共生プラザのあり方検討」 9名	課題に沿った解決策の検討
8月5日	分科会「災害時の外国人支援ネットワーク」 9名	災害時の外国人支援のモデル案を討議
8月26日	分科会「災害時の外国人支援ネットワーク」 9名	災害時の外国人支援体制の検討
8月31日	分科会「外国人の子どもの学習支援」 8名 分科会「多文化共生プラザのあり方検討」 12名	区の学習支援の認識 課題に沿った解決策の検討
9月9日	分科会「災害時の外国人支援ネットワーク」 10名	全体会に向けたまとめ
9月21日	分科会「外国人の子どもの学習支援」 8名	全体会に向けたまとめ 今後の進め方の検討
10月1日	第3回全体会 25名	各分科会の報告 意見集約
12月13日	第4回全体会 23名	多文化共生フェスタ検討 多文化共生プラザアンケートについて
23年 1月18日	第5回全体会 28名	多文化共生フェスタ検討
1月31日	分科会「外国人の子どもの学習支援」 14名	区関係部署を含めた検討
3月22日 (予定)	第6回全体会	

3 参加者・団体

日本語ボランティア、NPO、外国人支援団体、外国人コミュニティ、外国人相談員、町会、商店会、社会福祉協議会、新宿未来創造財団、行政

4 参加者の国籍

中国、韓国、タイ、ミャンマー、フランス、日本

5 これまでの又は今後の取り組み

(1) 中間のまとめ

各分科会で議論した内容を「中間のまとめ」としてとりまとめ、全体会に報告した。

(2) 区民への周知

区ホームページ、広報しんじゅく（2月15日号）に掲載して、多文化共生連絡会や多文化共生プラザの周知を図る。

(3) 庁内の情報共有

「情報提供に関する連絡会議」を活用して、庁内での情報共有を図る。

(4) プラザのアンケート調査、利用者懇談会の実施

利用者懇談会を12月8日に実施した。

アンケート調査を23年2月に実施し、結果を踏まえた改善策やあり方を3月22日に開催予定の全体会で討議する。

(5) 多文化共生イベントの実施

3月20日（日）に新宿区多文化共生連絡会が主催するイベントを実施する。

6 来年度に向けた課題

・多様な国籍の外国人、区内の多くの町会・商店会の参加を促す。

・引き続き分科会による課題の検討を行うとともに、(仮称)新宿多文化共生推進会議の制度設計を行う。

・関係部署の参加により、区全体の多文化共生推進のための取り組みとして認識し、具体的な施策につなげる。

2010年度 新宿区多文化共生連絡会 分科会「しんじゆく多文化共生プラザのあり方検討」 中間のまとめ

新宿区多文化共生連絡会における「プラザのあり方検討」分科会では、7月16日の第2回全体会で顔合わせ、リーダー・サブリーダーの選出を行った後、7月27日、8月4日、8月31日の3回に渡り、プラザの運営について議論を重ね、以下のような課題と解決策を取りまとめた。

1 プラザを利用しやすくするために

- ・プラザを利用するのは在住・在勤・在学に止まらず、広い意味で新宿を訪れる人々であり、誰にとっても利用しやすいプラザでなければならない。
- ・来館者用PCの廃止、親子での利用が難しい、食事ができない等、利用しづらい要因がある。

プラン1 利用者アンケートの実施

利用者のニーズを把握するため、具体的な質問項目を多言語で作成する。

プラン2 懇談会の実施

利用者懇談会により、利用団体相互の活動紹介、交流、情報共有を図る。

個人利用者を対象とした交流会も実施する。

プラン3 PCの設置

利用者アンケートにより、インターネット利用のニーズを調査し、設置に向けた検討を行う（端末設置 or アクセスポイントのみ設置、セキュリティ管理、利用ルール等）。

プラン4 子どもの利用

親子づれで利用できるような託児付き事業を試行的に実施する。

プラン5 場所の検討

一般の方には分かりにくい場所にある。場所の移転を検討すべきではないか。それが難しい場合は、アンテナショップ的な出先機関を設置を検討する。

2 プラザのPRについて

- ・一部の外国人と支援団体に利用が限られているのではないか。
- ・日本人の地域や文化に外国人を引込む仕組みをつくるべきである。

プラン1 区役所外国人登録窓口

外国人登録手続きの待ち時間を活用したプラザのPRを検討する。

プラン2 ホームページ・広報紙の活用

プラザを広く周知するために、ホームページの内容を充実する。利用団体やコミュニ

ティ等のホームページからのリンクや検索キーワードの整備等により、アクセス件数の増加を図る。単に多文化共生プラザで検索してもらうのではなく、外国人が興味を持って検索できるようなタイトルやキャッチコピーを工夫する。あわせて広報しんじゅくを活用したPRを行う。

プラン3 イベントの実施

プラザを周知し、利用してもらうためのイベントを企画・実施する。企画段階から外国人に参画してもらうなどの働きかけが必要。また、積極的に地域に出向き、プラザをPRしていくべきである。

3 ネットワークづくりの推進について

- ・外国人との交流、団体どうしの連携によって、新宿の多文化共生のまちづくりを推進していく。
- ・プラザ利用者だけでなく、広く外国人のコミュニティを掴んで相互交流を推進していくことが重要である。

プラン1 外国人コミュニティの活性化

新たな外国人コミュニティの立上げの支援や既存のコミュニティの交流会を積極的に実施していく。

2010年度 新宿区多文化共生連絡会 分科会「外国にルーツを持つ子どもの学習支援について」 中間のまとめ

「外国にルーツを持つ子どもの学習支援について」の分科会は、7月16日の全体会のなかでの顔合わせでリーダーを選出し、その後8月31日、9月21日と会合を開き下記のとおり方向性をまとめた。今後も、行政の関係部署をメンバーに加えつつ、具体的な取り組み内容についてさらに議論を深めていく。

1 新宿区の日本語学習支援制度のPRについて

新宿区が実施している日本語学習支援の情報が十分に届いていない。転入してきたときの初期指導に関して、保護者・子どもに対する資料の配布・説明のマニュアル作成、多言語対応等により充実させるとともに、徹底して実施することが必要である。また、初期指導後も随時、子どもを通じて次のステップの指導を行っていくシステムを構築する。

2 新宿区各日本語学習支援プログラムの連携について

教育委員会が実施している日本語サポート指導と、文化観光国際課、新宿未来創造財団が実施している日本語学習支援との繋がりがうまく機能していない。一貫した日本語学習支援を実施するために、対象者の学習状況についての情報を共有化し、それぞれの担当者が的確に支援できる情報管理の仕組みをつくる必要がある。

3 外国人の子どもの居場所の確保について

学校に馴染むことができない、地域のコミュニティになかなか溶け込めない、という子どもたちに対して居場所を確保してあげる必要がある。児童館、子ども家庭支援センターを活用して子どもたちが利用しやすいスペースづくり、体制づくりを行うために、子ども家庭部との連携による放課後学習支援の事業計画を企画・調整していく。

4 中学校を卒業した外国人の子どもの支援について

外国の中学校を卒業して来日した子どもたち、日本の中学校を卒業した外国人の子どもたちに対する支援体制が確立されていない。多文化共生という側面から何らかの支援体制を考える必要がある。教育委員会、子ども家庭部との綿密な連携体制を確立する。

2010 年度 新宿区多文化共生連絡会

分科会「災害時の外国人支援について」 中間のまとめ

「災害時の外国人支援について」の分科会は、第2回全体会（7月16日）のなかで議論されたものを含めると、これまで計4回開催された。そのなかで、実際に災害が発生した場合に外国人をどう支援していくのか、ということについて、会員からさまざまな支援策についての提言があり、下記のとおりまとめた。

1 「災害時外国人支援センター」の設置

実際に災害が発生した場合、被災した外国人を支援するために「外国人支援センター」を開設する。これは阪神・淡路大震災、中越地震の外国人支援の在り方の経験から不可欠な事業である。区と民間団体が協働で、情報収集及び提供、ボランティアの派遣、翻訳・通訳などを行う。その準備として、支援センター開設準備会議を招集し、行政書類の翻訳等を行う。

2 行政手続き支援

災害が発生した場合に必要な行政手続きの書式（罹災証明等）を予め多言語表記、やさしい日本語表記に翻訳・印刷して、ガイドブックを作成する。その準備として各種行政手続きの書式を収集する必要がある。

3 語学ボランティア(通訳者・翻訳者)の確保

新宿区、新宿未来創造財団を中心に、語学ボランティア（通訳者・通訳者）を確保する。そのボランティアの方たちに、救護、防災等の知識を得てもらうために、日本赤十字社などが実施している研修に参加してもらう。

4 安否確認の確立

災害時の在住外国人の安否確認は非常に困難な作業となる。災害用伝言ダイヤル、携帯電話各社の災害伝言板の使い方を外国人に周知する。また、区のホームページにある災害時用のページを安否確認の掲示に活用する。

5 外国人の生活習慣の把握

国ごと、民族ごとに生活習慣、風習がさまざまである。外国人を対象に生活習慣の調査を実施する必要がある。また、災害が発生した場合に、日本ではどのような避難生活になるのか、避難所でのルールやマナー等を防災訓練や講習会などをつうじて事前に周知する。

6 区と外国人支援団体との協定の締結

災害が発生した場合、自治体、企業、教育機関、店舗等に幅広く協力を仰ぐために、事前に支援協定を締結しておく必要がある。そのために外国人を支援する団体に対して協定締結を検討する。

7 被災地の防犯パトロール

強盗、傷害事件などの事態を避けるためにも、事前に防犯パトロールのできる体制を整えておく。日本人と外国人とで事前に防犯会議を招集する。

8 コミュニティFMによる地域情報の提供

地域の情報提供にはラジオが有効である。コミュニティ FM を使って災害時の地域情報を提供する。平常時は新宿区内の行政情報、天気・交通情報、カルチャー・音楽情報等を配信する。

【分科会の見解】

上記にあげた7つの事業については、かなり具体的な内容まで検討することができた。なかでも、「災害時の外国人支援センターの設置」に関しては、災害が発生した際、このセンターが被災した外国人のワンストップサービスの窓口となるためにも、必ず設置しなければならない（7つの事業のうち、優先順位が最も高い事業である）。新宿区のどこに設置するのか、誰が、何を担当するのか等、検討すべき課題はまだ多く残されているが、上記2～7の事業も「外国人支援センター」が設置されてこそ、の事業である。2～7の事業を「災害時外国人支援センター」が管轄する、という（階層構造の）組織図をイメージしている。

分科会としては、まず、災害が発生した場合に「外国人支援センター」をすぐに開設できるよう、平常時にその準備としての会議を招集し、行政書類等の翻訳を事前にやっていきたい、と考えている。この分科会では構成員のみなさんが積極的に、さまざまな支援策を提言してくれた。これら提言された支援策については是非実現できれば、と思う。

【区の見解】

新宿区では、これまでも外国人の方を対象に防災訓練等を実施してきたが、周知が不十分なため、訓練内容について十分に理解を得られず、外国人の方になかなか参加していただけないのが実情である。

新宿区の外国人に対する防災の取り組みは、まだ不十分な点もあり、多くの課題があると認識している。たとえば、災害時に避難所を開設する場合、地域の方が自主的に管理・運営をしていくよう、日頃から避難所運営管理協議会を開催し、訓練や組織体制を整えるよう支援しているが、外国人の避難所生活に関する対応策については、具体的な検討は行われていない。

今後、この分科会で提言された「外国人支援センターの設置」をはじめとする諸事業を参考に、災害時における外国人支援策を検討していきたいと考える。そのために、関係部署や関係機関、企業、団体等と、協議を進め、施策の実現に向けて努力していく。

新宿区多文化共生連絡会会則

平成22年6月17日 制定

(名称)

第1条 本会は、新宿区多文化共生連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、しんじゅく多文化共生プラザ（以下「プラザ」という。）の利用者、利用団体、多文化共生に関して活動している団体、町会・商店会の関係者、外国人相談員、ボランティア、行政等が、相互に情報を共有し、地域課題の解決を図り、多文化共生のまちづくりを推進するために活動する。

(役割)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、以下の事項について討議・活動を行う。

- (1) 多文化共生施策の推進に関する事項
- (2) プラザの運営に関する事項
- (3) プラザや地域における行事を通じた多文化共生のまち新宿のPRに関する事項
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 連絡会の会員は、第2条の目的に賛同する者とし、団体、個人を問わないものとする。

(連絡会への参加等)

第5条 連絡会に参加を希望する団体又は個人は、事務局に対し、口頭又は書面により申し出る。毎年度末に会員から別段の意思表示のない場合、翌年度も本会の趣旨に賛同し入会を継続するものとして扱う。

なお、退会等の意思表示は、連絡会に対して文書をもって届け出るものとする。

(役員)

第6条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 役員は、互選により会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第7条 会長は連絡会を代表し、諸般の会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、選出された日より1年とし、再任を妨げない。

(ファシリテーター)

第9条 連絡会の進行・調整を行うため、ファシリテーターを置くことができる。

2 ファシリテーターは会長が委嘱する。

(会議)

第10条 連絡会の会議は、全体会、分科会とする。

2 全体会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 連絡会の意思決定
- (2) 分科会の活動報告
- (3) 役員を選出
- (4) その他必要な事項

3 分科会は、会員で構成し、互選によりリーダーを決め、個別テーマについて話し合う。

4 全体会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の招集)

第11条 全体会は、会長が招集する。

2 分科会は、必要に応じてそれぞれのリーダーが招集する。

(活動年度)

第12条 協議会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第13条 本会則の改廃は、全体会の決議を経なければならない。

(事務局)

第14条 連絡会の事務局をプラザ内に置く。

2 事務局は会長の指示に従い、連絡会の運営に必要な事務処理を行う。

(個人情報の取扱い)

第15条 連絡会が保有する会員名簿等の個人情報は、連絡会の事業活動以外の利用を禁止し、事務局は適切かつ責任を持って管理する。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、別途定める。

附 則

この会則は、平成22年6月17日から施行する。

今号の主な内容

- 2 面 新宿区自治フォーラム2011
新宿区は今人口動向を中心として
- 6 面 応援します!女性の健康づくり
- 8 面 振り込め詐欺にご用心!
- 8 面 詩と音楽のコラボレーション
みみをすます
- 8 面 新宿歴史博物館協働企画展
新宿中村屋に咲いた文化芸術

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成23年(2011年)

2・15

第 1986 号



しんじゅくコール
☎ (3209) 9999
(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

互いの文化を認め合い 理解し合い 共に生きる

多文化共生のまちづくり

新宿区は、多くの外国人が学び・働き・訪れるまちです。区に暮らす32万人のうち約3万5,000人が外国籍の方で、その割合は約11%と23区で最も高くなっています。

区では、こうしたことを新宿区の特徴として捉え、区内外にプラスメッセージとして積極的に発信する「多文化共生のまちづくり」を進めています。「しんじゅく多文化共生プラザ」を拠点に、多文化共生連絡会などのネット

ワークづくりを進めているほか、外国人への情報提供、日本語学習の支援、多言語による相談等にも積極的に取り組んでいます(8面で「しんじゅく多文化共生プラザ」の事業を紹介)。

今後も互いにコミュニケーションを深め、理解し合い、多様性を力に誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

【問合せ】しんじゅく多文化共生プラザ ☎ (5291) 5171へ。

多文化共生連絡会の活動

しんじゅく多文化共生プラザを拠点に、地域にお住まいの方や活動団体等のネットワークづくりの推進、地域課題等を解決するため、「新宿区多文化共生連絡会」を設置しています。

連絡会には「しんじゅく多文化共生プラザのあり方検討」「外国にルーツを持つ子どもの学習支援」「災害時の外国人支援」の3つの分科会があり、しんじゅく多文化共生プラザの利用者、地域にお住まいの方、NPO等の団体、日本語ボランティア、外国人相談員、行政等が参加しています。この連絡会には、どなたでもご参加いただけます。詳しくは、しんじゅく多文化共生プラザへお問い合わせください。



連絡会に参加されている方から

会長 太田昭二さん (大久保いぶき町会)

連絡会には、さまざまな立場の人が集まり、地域課題の解決や多文化共生の事業の進め方について話し合っています。

私の住む大久保地域には、外国人住民が40%を超える地区もあり、多文化共生は非常に身近なテーマです。他の町会の皆さんもぜひ参加して、多文化共生についての理解を深め、多文化共生を分かりやすく区民の皆さんにお知らせしていきましょう。

副会長 李承珉さん (在日本韓国人連合会)

新宿の目指す多文化共生のあり方を具体的に、明確に定めた上で、皆が「新宿スタイル」の多文化共生の共通認識を持って同じ目標に向かって取り組んでいくことが必要です。

そして、日本人と外国人の交流によるメリットや問題点を明らかにし、意見を交わすことで、初めて相互理解が前進すると思います。

小林普子さん (NPO法人みんなのおうち)

新宿で暮らす日本人も外国人も、地域社会で生活する住民としての意識が希薄になっています。「地域住民」としてお互いに関心とふれあいの心を持ち、共に暮らしていく意識を持つことが重要です。

山本重幸さん (共住懇)

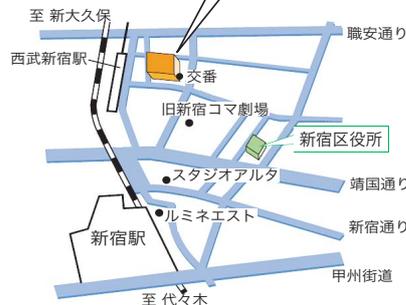
区内の各地域の方に連絡会への参加を呼び掛け、多文化共生の取り組みをより広めていく必要があります。核となるしんじゅく多文化共生プラザの機能を周知し、活動を支援していくよう、この連絡会が働きかけていくことが重要です。

渡辺ナタニーさん (しんじゅく多文化共生プラザ・タイ語相談員)

日本に来て言葉が分からず、安定した生活を送ることが困難な外国人がいます。住居・就職・医療・子どもの教育という生活の基本・基盤をサポートする仕組みを充実させ、利用しやすいサービスにしていく必要があります。

しんじゅく多文化共生プラザ

【所在地】歌舞伎町2-44-1、東京都健康プラザハイジア11階(JR新宿駅東口から徒歩10分、西武新宿駅から徒歩5分)
【電話番号・ファックス番号】☎(5291)5171・☎(5291)5172
【開館時間】午前9時～午後9時(毎月第2・第4水曜日と年末年始は休館)



コラム 新宿 まち・人・しごと

この冬は凍てつく寒さでしたが、光の明るさは春のきざしを感じさせます。先週の土曜日、2月12日では田辺茂一の誕生日でした。茂一は、新成炭屋「紀伊國屋」の長男として現在の新宿三丁目に生まれ、昭和2年(1927年)、自宅の隣に書店を、2階にはギャラリーを開業しました。紀伊國屋を日本を代表する書店にすると同時にホールや画廊を併設し、多くの才能を発見し育てました。また、随筆を書き、レコードを出し、テレビや映画にも出演するなど、多彩な才能を発揮しました。▼茂一は、懐深く狼狽さも力と育った生き方をした、まさに昭和の新宿を代表する文化人でした。「そこへ行けば何かがある」と思わせる、現在の活気あふれる新宿を育てた一つの原点であると思います。▼また、新宿歴史博物館では今月19日から4月10日まで、協働企画展「新宿中村屋に咲いた文化芸術」を開催します。田辺茂一が昭和の新宿文化であるなら、大正の新宿文化は、中村屋の相馬夫妻が担い手でした。「中村屋サロン」の画家中村舞の「エロシエンコ氏の像」(重要文化財)等も展示します。ぜひ、足を運んでください。落合に残っていた中村舞のアトリエの整備も始まります。▼もう一人、忘れてはならない人が、今月9日生まれの夏目漱石です。早稲田南町の漱石山房の復元に向けて、ようやく大きな一歩を踏み出します。寒さの中に動きや期待を抱かせる2月。今後もしっかりと支えたいだけるよう力を尽くします。

区長 中山 弘子 (なかやま ひろこ)

振り込め詐欺にご用心!

不審な電話がかかってきたら



警察や銀行等の金融機関をかたり、高齢者の方のキャッシュカードをだまし取る詐欺の電話が急増しています。

●こんな電話には要注意

「新宿警察署です。あなたの口座が犯罪に利用されました。至急キャッシュカードの

カードを取りに行く お金を振り込んで 高齢者の方は特にご注意ください

変更手続きが必要です。これから銀行協会の職員がご自宅にお伺いしますので、カードを預けてください」

このような電話がかかってきたら、振り込め詐欺です。すぐに110番してください。警察や銀行協会が、カードを預かることはありません。

【相談先】牛込☎(3269) 0110・新宿☎(3346) 0110・戸塚☎(3207) 0110・四谷☎(3357) 0110の各警察署、区危機管理課危機管理係(本庁舎4階)☎(5273) 4592へ。

新宿歴史博物館協働企画展 新宿中村屋に咲いた文化芸術

新宿駅前前本店を構える新宿中村屋は、明治34年(1901年)に本郷(文京区)でパン屋として創業し、明治42年(1909年)から現在の場所まで営業しています。創業者の相馬愛蔵・黒光夫妻は、文化芸術への理解と関心を持ち、明治末から大正期の文化芸術の支援者として、大きな役割を果たしました。中村屋には美術・演劇・文学等多様な分野の人々が集い、その交友の世界は、近代日本の文化芸術を代表する「中村屋サロン」と称されます。

今回の展示では、中村屋サロンの芸術家や文化人たちと、その作品を紹介します。【日時】2月19日(出)〜4月10日(日)午前9時30分〜午後5時30分(水曜日は午後8時まで。入館は各30分前まで。2月28日(日)・3月14日(月)・28日(月)は休館) 【費用】300円(常設展とのセット券は500円)。団体割引(20名以上)は1名150円。中学生以下は無料

【協働企画】(株)中村屋委員会
【共催】新宿区、新宿区教育委員会
【会場・問合せ】新宿歴史博物館(三采町22) ☎(3335) 9) 2131へ。



中村舞「エロシエンコ氏の像」(重要文化財・東京国立近代美術館蔵)



萩原碌山「女」(株)中村屋蔵

新宿こころといのちのセーフティネット 詩と音楽のコラボレーション

みみをすます 生きるのは哀しいけど 生きてるとたのしい



★谷川俊太郎
昭和6年東京生まれ。昭和27年に第一詩集「二十億光年の孤独」出版。以後「詩・エッセイ」脚本・翻訳などの分野で文筆を業として今日に至る。「魂のいちばんおいしいところ」「世間知らズ」ことばあそびうた」等詩集を多数出版。

★谷川賢作
昭和35年東京生まれ。現代詩を歌うバンド「Divva」、ハーモニカ奏者・統木力とのユニット「パリヤソ」で活動。また、父の谷川俊太郎と、朗読と音楽のコンサートを全国各地で開催。

同時開催
相談ナビコーナーを
開設します
心に悩みを抱えたとき、どこに相談したらよいか、お困りではありませんか。区内の相談機関にご協力いただき、職員がご案内します。パンフレット等の用意もあります。お気軽にお立ち寄りください。

しんじゅく多文化共生プラザに行ってみよう!

しんじゅく多文化共生プラザでは、1面で紹介した多文化共生連絡会などのネットワークづくりのほか、外国人と日本人の交流の拠点として、さまざまな事業を行っています。ご利用ください。【問合せ】しんじゅく多文化共生プラザ☎(5291) 5171へ。

外国人総合相談支援センター

法務省が管轄する外国人総合相談支援センターです。在留資格や生活に関する相談ができます。

【問合せ】同センター☎(3202) 5535へ。

外国人相談コーナー

生活や行政の手続きに関する相談を多言語でお受けしています。

月曜日…韓国語(午後のみ)

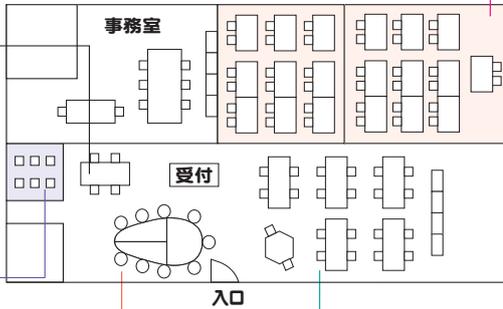
火曜日…中国語・タイ語

水曜日…英語

木曜日…ミャンマー語・中国語・英語

金曜日…英語(第3金曜日のみ)・韓国語

※いずれも午前10時〜12時、午後は1時〜5時(受け付けは午後4時30分まで)



日本語学習コーナー

月・火・木・土曜日の午後2時から、日本語ボランティアが無料で日本語を教えます。予約は必要ありません。日本語を学びたい方・教えたい方のための教材も用意しています。

資料・情報コーナー

外国人の方に役立つ生活情報や講座・イベント情報、区の行政情報、ボランティア情報等を、多言語で提供しています。

多目的スペース



国際交流や多文化共生がテーマの講座やイベントを開催しています。

●国際交流サロン

語学力を試してみたい方、外国人の友達をつくりたい方が自由に交流をしています。外国語が話せなくても楽しめます。事前の申し込みは不要です。当日直接、会場へおいでください。

【日時】毎月第2金曜日、午後6時45分〜8時30分(3月は11日(金)、4月は8日(金))

【費用】200円



